

第9次水質総量削減について

1 制度の概要とこれまでの削減実績

(1) 水質総量削減制度の概要

ア 水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和55年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。この制度は環境基準達成が目的であるが、急激な削減は困難であるため、実現可能な削減目標値を5年毎に設定して段階的に取り組んできた。

イ 国が定める総量削減基本方針^{*1}に基づき、昭和55年から東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3海域の関係都府県が水質総量削減計画^{*2}を第8次にわたり策定し、総量規制^{*3}を実施している。

ウ 総量規制では、CODについては制度開始当初から、窒素及びりんについては第5次(H12-16)から指定項目となっている。

*1：総量削減基本方針（水濁法第4条の2）

環境大臣が指定水域ごとに発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度等の汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるもの。

*2：総量削減計画（水濁法第4条の3）

関係都府県知事が総量削減基本方針に基づき、発生源別（生活系、産業系、その他系）の削減目標量、削減方途（業種ごとに定める濃度（C値）の設定等）などを定めるもの。

*3：総量規制

指定地域内に存在する日平均排水量が50m³以上の指定地域内事業場に対して、C値に排水量を乗じた汚濁負荷量により排出総量を規制する制度。

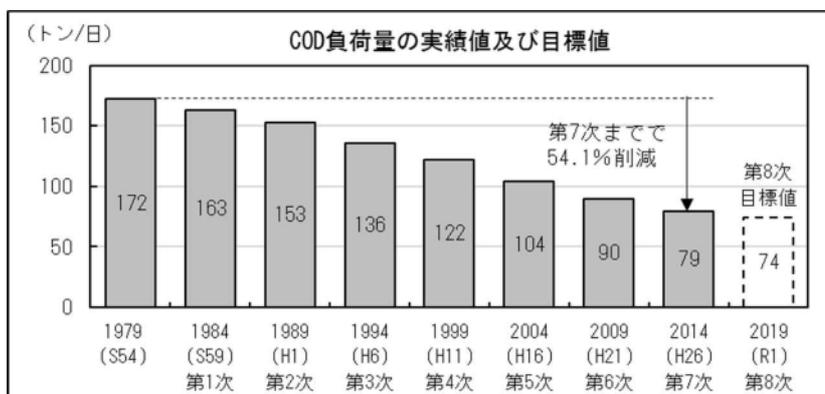
○ 伊勢湾（三河湾を含む。）における指定水域及び指定地域

下図に示すとおり、指定水域は伊良湖岬から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域である。指定地域は、愛知県においては、天竜川水系である北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっている。

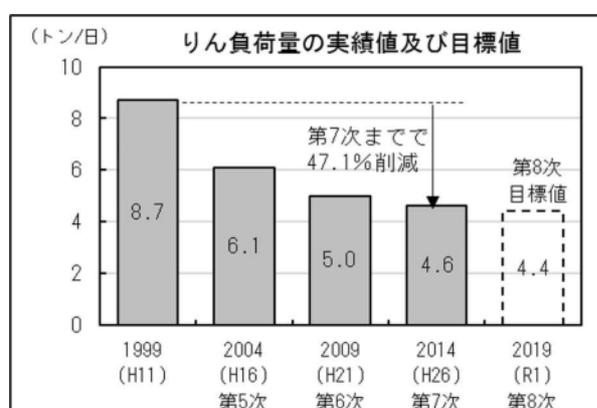
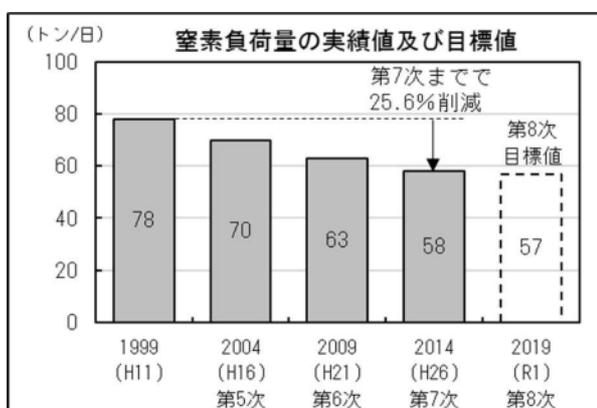


(2) 汚濁負荷量の削減実績

7次にわたる総量削減により、昭和55年度当初から平成26年度までで、CODについては54.1%、窒素については25.6%、りんについては47.1%削減した。



※第8次目標年度(2019年度)の実績は集計中



2 国の動きと今後のスケジュール

現在、中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会において、「第9次水質総量削減の在り方について」検討中であり、その後中央環境審議会水環境部会において審議予定。

令和3(2021)年度には、国による水質総量規制基準の範囲(C値の範囲)の告示、第9次水質総量削減基本方針の策定及び関係都府県への通知を受けて、県は第9次水質総量削減計画と水質総量規制基準の見直し(C値の見直し)の検討を行う必要がある。

